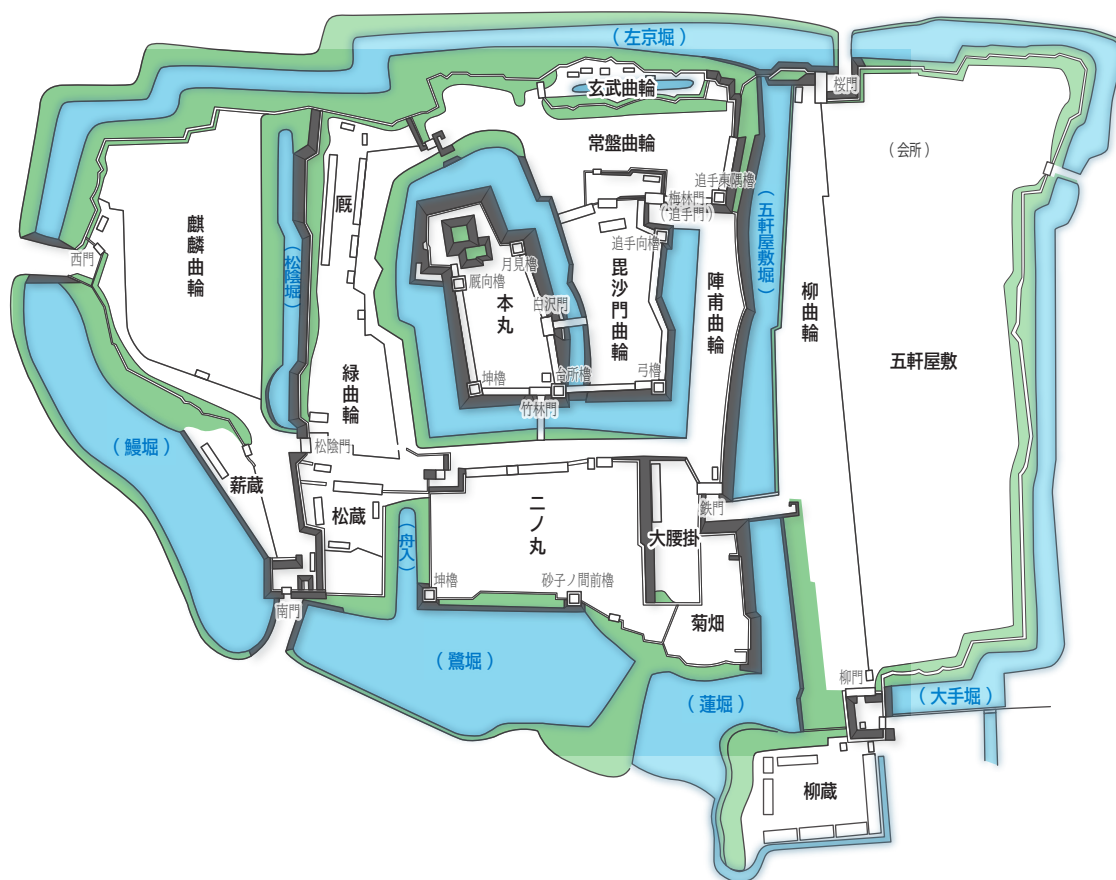


史跡郡山城跡保存活用計画

令和 7 年 3 月
大 和 郡 山 市

例 言

1. 本書は、史跡郡山城跡の保存活用計画書である。
2. 本計画の策定は、令和5年度から令和6年度までの2カ年で実施した。
3. 本計画の策定は、令和5年度および令和6年度国庫補助金（史跡等保存活用計画策定事業）を得て、大和郡山市が実施した。
4. 本計画は、文化庁、奈良県文化財課の指導・助言のもと、大和郡山市が設置した「史跡郡山城跡保存活用計画策定委員会」による審議を経て策定した。
5. 本事業の事務局は、大和郡山市都市建設部まちづくり戦略課に置いた。
6. 本計画の策定にあたり、株式会社空間文化開発機構の支援を受けた。
7. 本計画書の執筆・編集は、大和郡山市都市建設部まちづくり戦略課が行った。
8. 本計画書で使用している画像は、提供を明記しているものを除き、大和郡山市が所蔵している。



城郭中心部の構造（江戸時代後半）

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的と対象範囲	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 計画の対象範囲	3
第3節 委員会の設置	4
(1) 委員会の設置	4
(2) 設置要綱	4
(3) 委員会の経過	6
第4節 関連する法令と計画	7
(1) 上位計画と関連する個別計画等	7
(2) 関係法令等	15
第5節 計画の実施と期間	18
 第2章 郡山城跡周辺の環境	 19
第1節 自然的環境	19
(1) 位置	19
(2) 地勢	19
(3) 気候	21
(4) 植生	22
(5) 動物	22
第2節 歴史的環境	23
(1) 周辺の遺跡	23
(2) 郡山城築城期の情勢と周辺の寺社・城郭	25
(3) 近代以降の郡山	27
第3節 社会的環境	28
(1) 人口	28
(2) 交通	28
(3) 土地利用と産業	30
(4) 地域資源	31
(5) 公園・緑地	35
 第3章 郡山城跡の概要	 36
第1節 郡山城の概要	36
(1) 郡山城の歴史	36
(2) 郡山城の構造	41
(3) 城下町と武家屋敷地	44
(4) 郡山城の石垣	46
(5) 郡山城跡の発掘	51
(6) 廃城後の利用	60
(7) 郡山城に関連する文化財	63
第2節 郡山城跡の活用	65
(1) 郡山城跡公園	65
(2) 郡山城の再建城郭建築	70
(3) 旧奈良県立図書館(城址会館)の移築	72
(4) 郡山城跡の植栽	73
第3節 指定に至る経緯	76

第4節 指定の状況	77
（1）指定告示	77
（2）指定の内容	77
（3）管理団体の指定	78
（4）指定の範囲	79
（5）指定に先立つ調査	82
第4章 郡山城跡の本質的価値	84
第1節 本質的価値	84
（1）史跡の本質的価値	84
（2）本質的価値に準ずる価値	85
第2節 地区の設定	86
（1）計画地の地区区分	86
（2）史跡指定地の地区区分	87
第3節 構成要素の特定	88
（1）構成要素の区分と特定	88
（2）史跡指定地の構成諸要素	89
第5章 郡山城跡の現状と課題	102
第1節 調査研究	102
（1）現状	102
（2）課題	102
第2節 保存管理	105
（1）現状	105
（2）課題	105
第3節 活用	116
（1）現状	116
（2）課題	118
第4節 整備	123
（1）現状	123
（2）課題	124
第5節 運営・体制・連携	130
（1）現状	130
（2）課題	131
第6章 大綱・基本方針	132
第1節 大綱	132
第2節 基本方針	132
（1）調査研究	132
（2）保存管理	133
（3）活用	133
（4）整備	134
（5）運営・体制・連携	134
第7章 調査研究	135
第1節 調査研究の方向性	135
第2節 調査研究の方法	135
（1）地下遺構の調査の継続	135
（2）既往の発掘調査の成果公開	136
（3）石垣調査の継続・発展	136
（4）学際的な調査・研究の推進	137
（5）関連機関との連携	138

第8章 保存管理	139
第1節 保存管理の方向性	139
第2節 保存管理の方法	139
(1) 追加指定	139
(2) 公有化	140
(3) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理	140
(4) 日常観察による毀損箇所の把握	141
(5) 指定建造物・近代建築・再建城郭建築の管理	141
(6) 植栽の日常的な維持管理	142
第3節 現状変更等の方針と基準	142
(1) 原則	142
(2) 基本方針	143
(3) 取扱基準	143
第4節 指定地外の構成要素の保存	148
第9章 活用	149
第1節 活用の方向性	149
第2節 活用の方法	149
(1) 歴史遺産としての活用	149
(2) 教育における活用	151
(3) まちづくりにおける活用	152
第10章 整備	154
第1節 整備の方向性	154
第2節 整備の方法	154
(1) 保存のための整備	154
(2) 活用のための整備	156
(3) 整備の実施期間	159
第11章 運営・体制の整備	160
第1節 運営・体制の整備の方向性	160
第2節 運営・体制の整備の方法	160
(1) 大和郡山市の体制整備	160
(2) 委員会等による指導体制の継続	160
(3) 関係機関との連携の強化	161
(4) 市民との協働と人材育成の推進	161
第12章 施策の実施計画の策定・実施	162
第1節 施策の計画期間	162
(1) 短期的な施策	162
(2) 中・長期的な施策	163
(3) 継続的に実施する施策	163
第2節 計画遂行に向けての課題	164
第13章 経過観察	167
第1節 経過観察の方向性	167
第2節 経過観察の方法	167
<関連法令>	169

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の沿革

郡山城は天正年間に築城された平山城である。関ヶ原の戦い後に一時的に廃城となったが、大坂の陣を経た元和元年以降は譜代大名が城主を歴任し、明治に廃城となるまで郡山藩の中核として機能した。廃城後まもなく城郭建築がすべて失われたが、曲輪や堀、石垣などの遺構が現在も良好に残っている。

郡山城跡は現在の大和郡山市の中心市街地に位置している。市を代表する歴史遺産であり、市のシンボルとして市民に親しまれ、市街地における貴重な憩いの場としても多くの利用がある。年間を通じて祭りなど多くのイベントが開催され、賑わいの中心地としても愛されている。



郡山城跡（南東上空から）

城郭の中心部は都市公園区域に定められており、市はこれまで都市公園整備事業を積極的に推進し、城跡の活用に取り組んできた。昭和35年に一部の曲輪が奈良県史跡に指定されたが、史跡としての整備活用については具体的な計画が定められず、公園としての機能整備が優先されてきた。また、昭和60年頃には、市民団体が中心となり、城郭建築の再建を主体とした整備事業が進んだ。しかし、景気の後退とともに積極的な整備事業は停滞し、必要最小限の維持管理が主体となっていった。こうした状況の中、平成25年から市が実施した天守台展望施設整備事業に伴う調査で天守台が豊臣期の遺構であることが確認されると、郡山城跡に全国的に高い関心が寄せられることになった。この事業は郡山城跡の歴史的価値の再評価に結びつき、城跡を国史跡として適切に保護することを目指す機運が高まった。この流れを受けて、市は平成31年に既存の『郡山城跡公園基本計画』を、史跡指定を前提として遺構保存と公園としての活用を目指す内容に改定した。合わせて、郡山城跡の総合調査を実施し、城跡全体の歴史的価値を再評価した。こうした取り組みを経て、郡山城跡は令和4年に国史跡に指定された。

国史跡に指定されたことから、郡山城跡には市のシンボル、まちづくりの中核としての魅力向上への期待がいつそう高まっている。ところが、郡山城跡は、曲輪ごとに廃城後の利用状況や管理体制が異なっており、遺構の保存状態や活用状況も多様である。そのため、史跡を将来にわたって保存して活用するためには、その本質的価値を明確化し、史跡の価値を確実に保存し、史跡の特性を十分に活かした活用の指針を広くわかりやすく共有するための計画が必要である。そこで、平成31年の文化財保護法改正によって「保存活用計画」が制度化されたことに基づき、『史跡郡山城跡保存活用計画』（本書、以下「本計画」とする）を策定するものである。

第2節 計画の目的と対象範囲

（1）計画策定の目的

郡山城跡は天正期の築城以来、近世を通じて大和国の政治経済の要所として、また、武家による畿内統治の要所として、重要な位置を占めた。廃城後は城郭の基本構造を踏襲したまま都市となって近代化が進み、今日もその骨格が大きく改変されずに大和郡山市の中心市街地として継承されている。

城郭の中心部は、早くから広い範囲が市民に開放され、地域のシンボルとして親しまれ活用されてきた。石垣や堀などの城郭遺構や、市民団体が中心となって再建した城郭建築、城跡内一円に整備された豊かな植栽は、まちの誇りとして定着している。

その一方、近年は市街化や社会構造の変容が加速し、都市の景観は急速に変化しつつある。都市の骨格となった城郭の面影も、次第に失われつつある。特に市街地となっている旧城下町や旧武家屋敷地に、その傾向が強い。このような都市の変容とともに、市のシンボルとして史跡に求められる社会的役割も変容しつつある。史跡には単に歴史遺産としての魅力のみならず、関係人口増加への寄与、商業振興や質の高い住環境整備への貢献、インバウンドの希求など、まちづくりにおいても様々な役割が期待されている。郡山城跡は総構えや城下町・武家屋敷地の町割などの形状を今もよく保ち、現在も活気ある中心市街地の一画であることから、史跡と一帯の歴史遺産や地域の賑わいが効果的に連動することで、独自性がある、より魅力的なまちづくりを推進できる可能性を有している。大和郡山市は郡山城跡とともに歩んできた都市であり、その未来を検討する上で、史跡の価値を将来に継承することは欠かすことができない要素である。そのためには、郡山城跡の価値を見つめ直し、その価値を活かして、ともに歩むための指針が必要である。

本計画は、上記の社会情勢を踏まえた上で、史跡郡山城跡を文化財保護法に基づき適切に保存し、次世代へ確実に継承するとともに、地域の誇りとして、大和郡山市のまちづくりの中核を担う拠点として活用するため、必要となる基本施策の策定を目的とする。計画の策定にあたり、史跡が有する本質的価値やそれに準ずる価値、その他の価値を明確化する。また、それぞれの価値を構成する要素を整理して現状と課題を把握し、改善のための方針や方法を明確化することで、史跡の将来像について指針を示し、史跡を地域のシンボルとして確実に次世代へ継承することを目的とする。さらに、史跡指定範囲外の広範囲にも所縁が深い歴史遺産が現存する郡山城跡の特性を活かし、史跡を大和郡山市のまちづくりの中核として位置付けられるよう、適切に保存活用するための計画を目指す。

(2) 計画の対象範囲

郡山城は、小高い丘陵地である西ノ京丘陵とその周囲の低地部に築かれた平山城で、内堀・中堀・外堀により囲繞された総構えの城郭である。総構えのほぼ中心部に、城郭の中核を構成する曲輪群を配置しているが、その大部分は丘陵上の高所に位置している。中心曲輪群の東方にあたる低地部に城下町を、その他の丘陵上に武家屋敷を配置し、全体を外堀で囲繞する構造である。

郡山城跡のうち、遺構が特に良好に残っている丘陵上の曲輪群が、令和4年に国史跡に指定されている。指定範囲は、本丸、毘沙門曲輪、常盤曲輪、玄武曲輪、陣甬曲輪、緑曲輪、厩、麒麟曲輪、薪蔵など、一部を除いた主要な曲輪群と、内堀および中堀（鷺堀、鰻堀、左京堀、五軒屋敷堀、蓮堀の一部）からなる、162,177.28㎡である。

一方、二ノ丸などの城郭中枢の曲輪の一部が未指定地となっており、総構え内にも歴史的価値が高い遺構が残存する部分がまだ多い。さらに、総構え内には、郡山城の歴史や、城跡に由来して都市の成立を考える上で欠かすことができない歴史遺産も、数多く残されている。郡山城は中心曲輪群と周縁の城下町や武家屋敷地が一体的かつ立体的に構成された城郭であることから、史跡の歴史的価値や活用方法を検討する上で、これらは不可分の関係にある。史跡を確実に保存し、まちづくりの中核に位置付けて活用を検討するためには、総構え内全域を対象として計画を検討する必要がある。

そこで、本計画の対象範囲は、図1-1に示すとおり現在史跡に指定されている城郭中心部に総構え全域を加えた範囲とする。

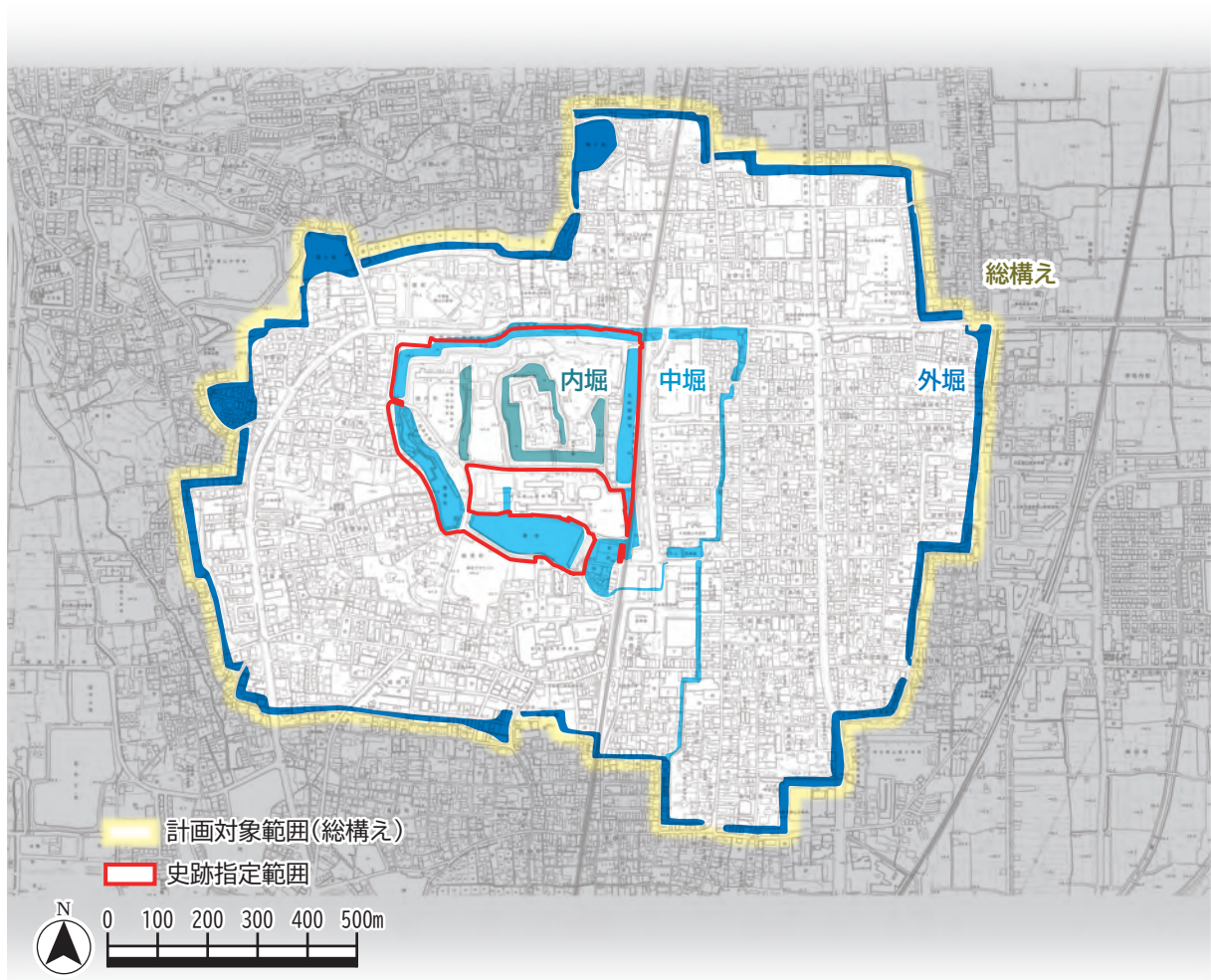


図1-1 本計画の対象範囲

(S=1/15,000)

第3節 委員会の設置

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識・経験を有する各分野の専門家と、従来から史跡地内外の活用に取り組む市民団体の代表者等から指導・助言を得ながら進めていく必要があると考えた。そこで、令和5年に各専門家等で構成する「史跡郡山城跡保存活用計画策定委員会」（以下、委員会）を設置し、委員会の審議事項として委員の指導や助言を得ながら計画の策定を進めた。委員会は委員7名からなり、令和5年度の第1回から6回の会議により審議を行った。

<委員名簿>

◆委員長

坂井 秀弥（奈良大学 名誉教授）

◆副委員長

柳澤 保徳（郡山城史跡・柳沢文庫保存会 副理事長）

◆委員

乗岡 実（丸亀市教育部文化財保存活用課 主査）

井原 縁（奈良県立大学 教授）

藤本 仁文（京都府立大学 准教授）

加藤 豊二（大和郡山市観光ボランティアガイドクラブ 顧問）

亀岡 静代（郡山城跡「桜」保存会 代表）

◆オブザーバー

浅野 啓介（文化庁文化財第二課 文化財調査官）

中井 将胤（文化庁文化資源活用課 文化財主任調査官）

本村 充保（奈良県文化財保存課※ 調整員）※令和6年度から文化財課

◆事務局

大和郡山市まちづくり戦略課 文化財保存活用係

(2) 設置要綱

委員会は和歌山県大和郡山市附属機関設置条例にかかる附属機関として、令和5年1月に設置した。委員会の設置要綱は以下のとおりである。

<史跡郡山城跡保存活用計画策定委員会運営要綱>

(目的)

第1条 この要綱は、史跡郡山城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するために設置された史跡郡山城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、保存活用計画の策定に関する次の事項について、調査、検討し、答申を行うものとする。

- (1) 史跡郡山城跡の文化財的価値の検証等に関すること。
- (2) 史跡郡山城跡に係る今後のあり方及び方向性等に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以下をもって組織する。

2 委員は、史跡整備や城郭研究に関する学識経験を有する者又は史跡郡山城跡の保存活用事業に現に取り組んでいる関係団体の代表者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的を達成した時までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。ただし、史跡郡山城跡の土地所有者及び占有者（以下「権利者」という。）は、会議を傍聴することができるものとする。この場合において、委員長は必要があると認めるときは、権利者に意見等を求めることができる。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係部局等より意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、その必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属すべき委員及びその部会長は、委員長が指名する。

3 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

4 部会長は、必要があるときは、専門部会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり戦略課においてこれを処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初の委員会の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(3) 委員会の経過

第1回

日時 令和5年3月29日(水)
場所 大和郡山市役所 大会議室
内容 委員の委嘱と役員の選任
保存活用計画の事業案について
視察 郡山城跡の整備状況、松陰堀石垣の損傷状況

第2回

日時 令和5年7月31日(月)
場所 大和郡山市役所 大会議室
内容 保存活用計画の構成について
現況測量および植生調査について
視察 6月2日大雨による内堀法面崩落現場、郡山城跡公園の整備状況

第3回

日時 令和6年3月12日(火)
場所 大和郡山市役所 大会議室
内容 史跡の現状について
計画の地区区分について
現況測量および植生調査の成果について
視察 法面崩落現場の復旧状況、郡山城情報館の整備状況、
松陰堀石垣の修景状況

第4回

日時 令和6年6月24日(月)
場所 大和郡山市役所 大会議室
内容 史跡の現状と課題および施策について
大綱、基本方針について

第5回

日時 令和6年9月25日(水)
場所 大和郡山市役所 大会議室
内容 保存管理等の方向性と方法について

第6回

日時 令和6年12月2日(月)
場所 大和郡山市役所 大会議室
内容 前回委員会からの修正の確認
施策の実施計画と経過観察について

パブリックコメント

令和7年2月14日(金) から2月28日(金)

第4節 関連する法令と計画

(1) 上位計画と関連する個別計画等

本計画は大和郡山市の最上位計画である『大和郡山市第4次総合計画』に即するとともに、同じく総合計画に即して策定されている各種計画との調整、整合、連携を図りながら策定する。

また、奈良県が県内の文化財についての基本的な保存活用の方針や施策の基盤として定めた『奈良県文化財保存活用大綱』とも、調整、整合、連携を図りながら策定する。

これらの計画等について、概要や本計画との関連部分は以下のとおりである。

上位計画

①大和郡山市第4次総合計画

(令和3年3月後期基本計画策定)

大和郡山市の施策における最上位計画である。平成28年から令和7年度の10年間を計画期間とする。本格的な人口減少や少子高齢化社会への突入、地球規模の環境変化や災害リスクの高まり、国際競争にさらされる地域産業などの社会動向を踏まえて、「あふれる夢と希望と誇り^{やまとこおりやま}暮らしてみたいなる 元気城下町」を市の将来像とする。

将来像の「あふれる夢と希望と誇り」は、歴史・文化に裏付けられた確かな地域資源のもと、常に新たな可能性に恵まれるまち、誇らしい気持ちを抱くことができるまちを表している。「暮らしてみたいなる」は、歴史の足跡が残る居住の場など様々な地域資源を有効に活用することで、賑わいがあり誰もが訪れたいなるまち、暮らしてみたいなるまち、住み続けたいなるまちを追求する姿を表している。

基本方針を、「①夢と誇りが持てる、過去と未来をつなぐまちづくり」「②信頼と協働が育む、次世代を切り開くまちづくり」「③誰もが住みたいなる、働きたいなるまちづくり」とする。そのうち①では、豊かな歴史や文化、自然に触れることができ、地域の誇りや郷土愛が感じられるまちづくりに取り組むことを定めている。

本計画と強く関連するところでは、施策「文化財の保護・継承」において、地域総がかりでの文化財の保存と活用を促進するとし、郡山城跡については史跡指定に向けた調査の推進や保存活用への取り組みなどを示している。また、施策「観光の振興」における、金魚が泳ぐ城下町としてのブランド化推進や石垣などのガイド事業の取り組み、施策「誇りを持てるまちなみづくり」における、城下町周辺の歴史的なまちなみの保全や歴史資源の観光資源としての整備も、郡山城跡と密接に関連している。

関連する個別計画

②第3次大和郡山市都市計画マスタープラン

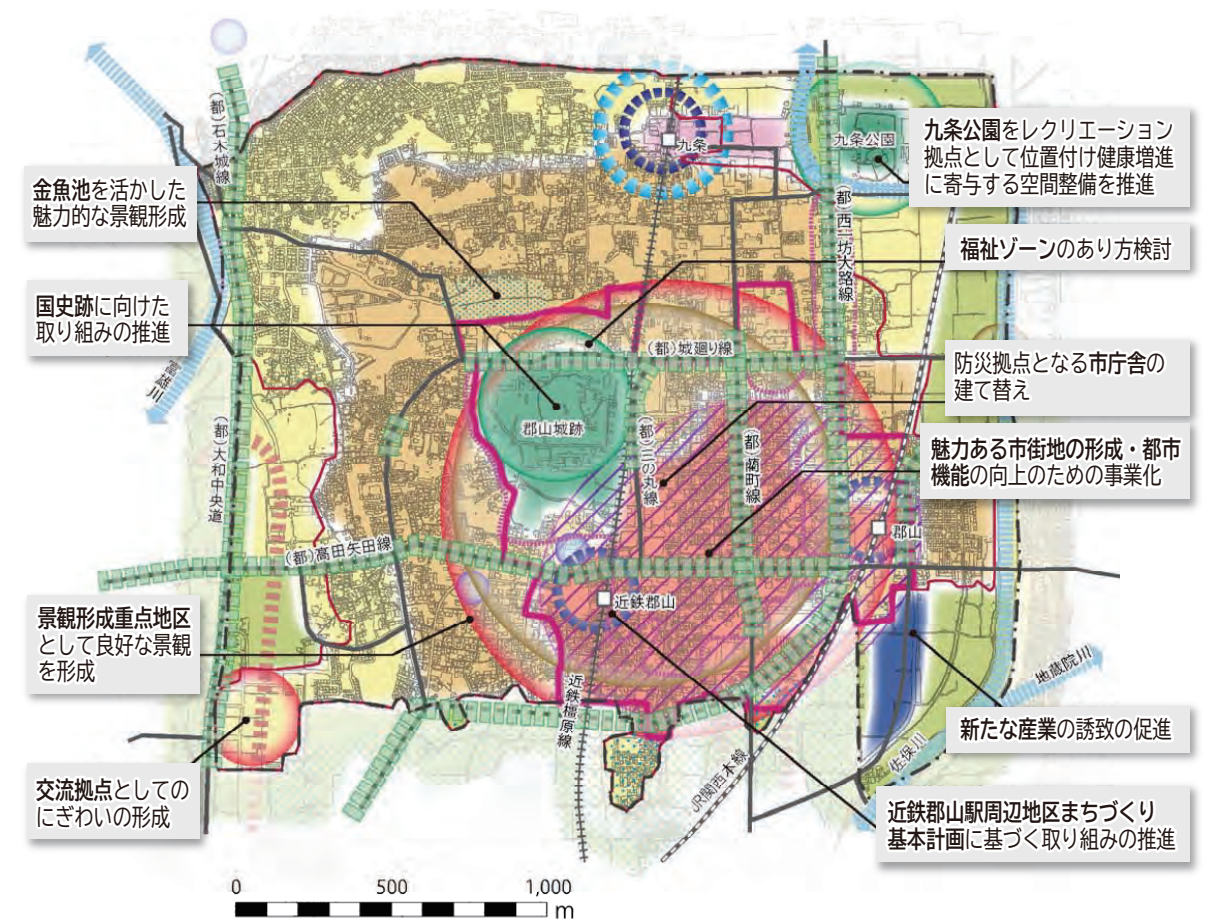
(令和3年3月策定)

『大和郡山市総合計画』に掲げる市の将来像の実現に向けた都市計画行政の行動指針として策定した計画である。20年後のまちの将来を見据えながら、まず10年後に相当する令和12年の整備目標を示している。

まちづくりの目標を、「①地域資源を活かした市民の誇りを高めるまちづくり」「②誰もが利用可能な移動環境が確立された利便性の高いまちづくり」「③都市の活気を高める産業環境を維持・発展するまちづくり」「④災害に対して安全安心なまちづくり」とする。そのうち①の主要プロジェクトとして、郡山城跡の国史跡指定や公園整備、歴史まちづくりを挙げる。本計画の対象地は、市の中心地点で、計画的な公園・緑地の形成を図るエリア（主に史跡指定範囲）と城下町の風情を感じられる都市機能が集積するエリア（主に旧城下町地域）、居住誘導エリア（主に旧武家屋敷地）に位置付けられている。また、土地利用の目標を、「ゆとりと歴史性をもった土地利用」

郡山城跡に関しては、公園・緑地整備において、城跡としての環境を保全しつつ歴史公園にふさわしい公園空間を創出し、観光及び市民の交流の場として整備を推進するとともに、城跡を将来に確実に継承するため国史跡指定を目指すとしている。景観形成においては、大和郡山らしい歴史・文化・自然環境を守り、育て、活かすことを目標とし、郡山城周辺の歴史的景観を市における重要な景観構成要素に位置付けて、歴史的景観と調和した観光都市としての魅力を向上させるために、歴史的まちなみや歴史資源の保全と整備を進めるとしている。産業環境においては、観光施設と連携して情報発信を進めるとともに、郡山城跡と連携した観光産業の創出に取り組み、商店街の活性化や城下町の回遊性の向上を図るとしている。

本計画の対象地を含む地区については、「都市の魅力を感じられ、歴史資源等を活かした交流と創造によるにぎわいあふれるまちづくり」をテーマとし、郡山城跡の歴史資源としての価値を再認識して国史跡指定への取り組みを推進し、歴史・文化拠点である歴史的街並み地区（旧城下町一帯）を歴史的な城下町の景観が現存する本市における重要な景観要素として保全・整備を行い、風情と風格がある景観の形成を目指すとしている。



- 8 -

③大和郡山市立地適正化計画

(令和6年3月改定)

平成26年の都市再生特別措置法改正によりコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを目指す立地適正化計画制度ができたことを受け、効率的な居住機能や都市機能の誘導を進めたコンパクトシティ形成を目指すアクションプランとして、平成30年3月に策定された。『大和郡山市都市計画マスタープラン』と密接に連携する計画である。計画期間は20年間で、令和6年3月に改定している。

本計画の対象範囲は、「城下町の風情を活かし、いきいきと暮らせるまちづくり」を誘導方針とする区域の「歴史が生きる賑わいの中心市街地地区」に該当する。城郭中心部と旧城下町地域が都市機能誘導区域に、旧武家屋敷地が居住誘導区域に相当する。

史跡指定範囲に直接関連する施策に、「大和郡山市の顔となる都市拠点」をテーマとした誘導施策がある。ここでは、城跡や城下町の特徴を活かして歩行者が優先された安全に歩くことができる魅力あるまちづくりを進めることや、郡山城を生かしたまちづくりを推進して物語性を持った情報発信などを行い地域ブランドの向上に取り組むことを掲げている。

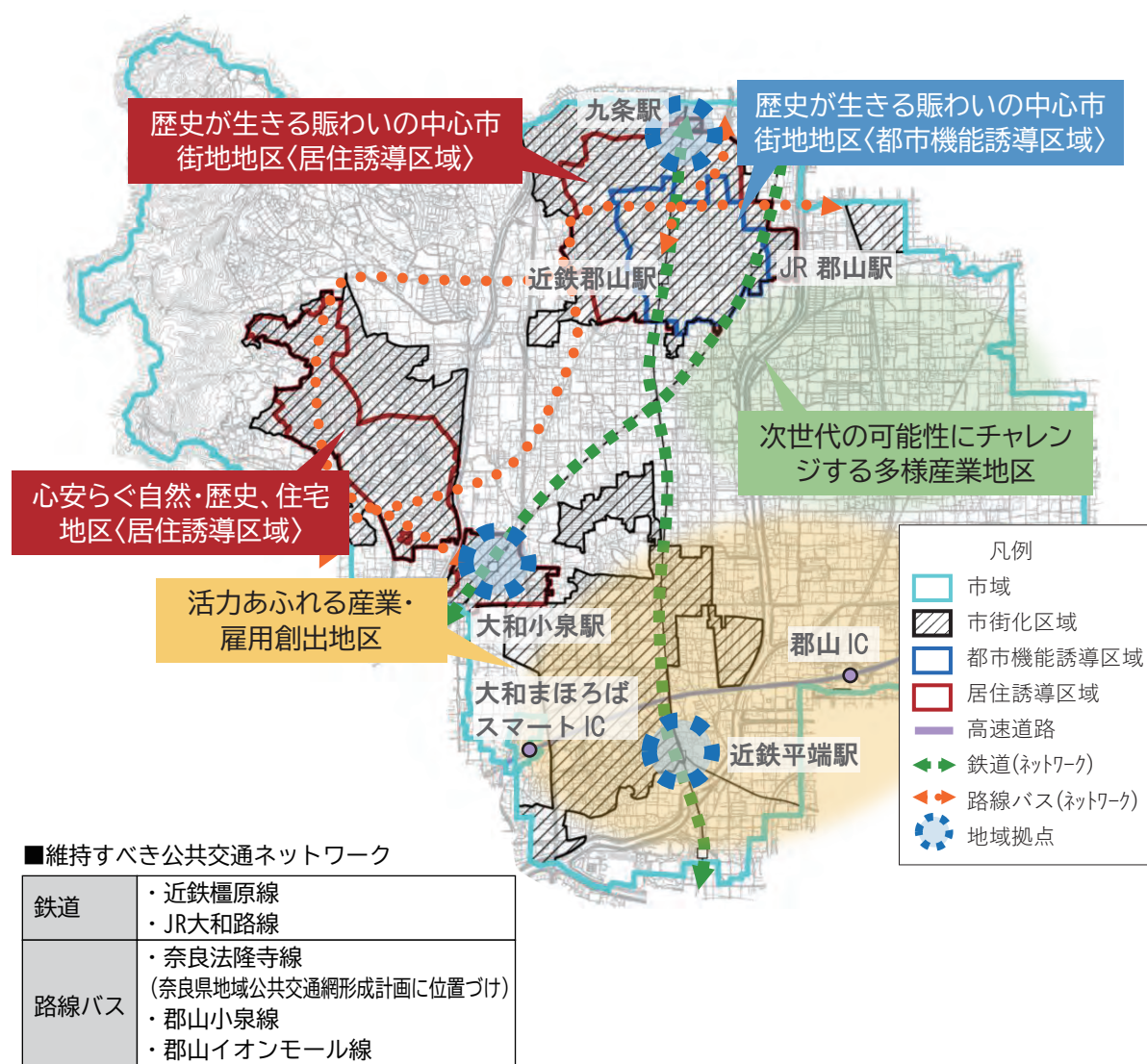


図 1-3 『立地適正化計画』(令和6年)の「将来まちづくり像」

④近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画

(令和6年4月更新)

平成26年に奈良県と大和郡山市が締結したまちづくりに関する包括協定を背景に、大和郡山市は平成28年に『近鉄郡山駅周辺まちづくり基本構想』を定め、そのアクションプランとして令和元年に策定した計画である。「**城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり**」をコンセプトに、「①近鉄郡山駅周辺が大和郡山市全域の活力・暮らしやすさを牽引する地区として発展していけるまちづくり」「②地区内に分布する豊かな資源を、観光客が楽しみ、居住者が誇りに思えるまちづくり」「③地区内道路の安全を確保し、住民が歩いて健康に暮らすことができ、地区外の人でも歩いて周遊観光を楽しめるまちづくり」「④地区のコミュニティが活発で、官民が連携して活力を想像するまちづくり」を方針とする。

計画対象範囲の大部分が本計画の対象範囲とも重複している。歴史・文化・居住ゾーンに史跡指定範囲付近と旧城下町地域が、シビックゾーンに旧五軒屋敷付近が、拠点ゾーンやにぎわい創出ゾーンに駅周辺の旧城下町地域が該当する。史跡指定範囲は、居住者にとっては日常生活利便が確保され安心・快適に暮らし続けられ、観光客にとっても観光の代表的なスポット・周遊地となる機能を備えるべき範囲、と位置付けられている。

また、城跡に関連する取り組みに、「まちの地域資源の活用・保全」に向け、社寺・緑地の交流の場としての積極的な活用、地域資源を活かした施設の充実、町家や空き家を活用した飲食店や宿泊施設・託児者などへのリノベーション、歴史的街並みの保全、「魅力の活用・発信」に向け、郡山ならではの個性を活かしたイベントや文化活動の展開、矢田町通りや柳町商店街などの道路を活用したイベントやオープンカフェの実施、社寺・緑地などへ誘導する観光案内サイン・説明板の整備を挙げている。

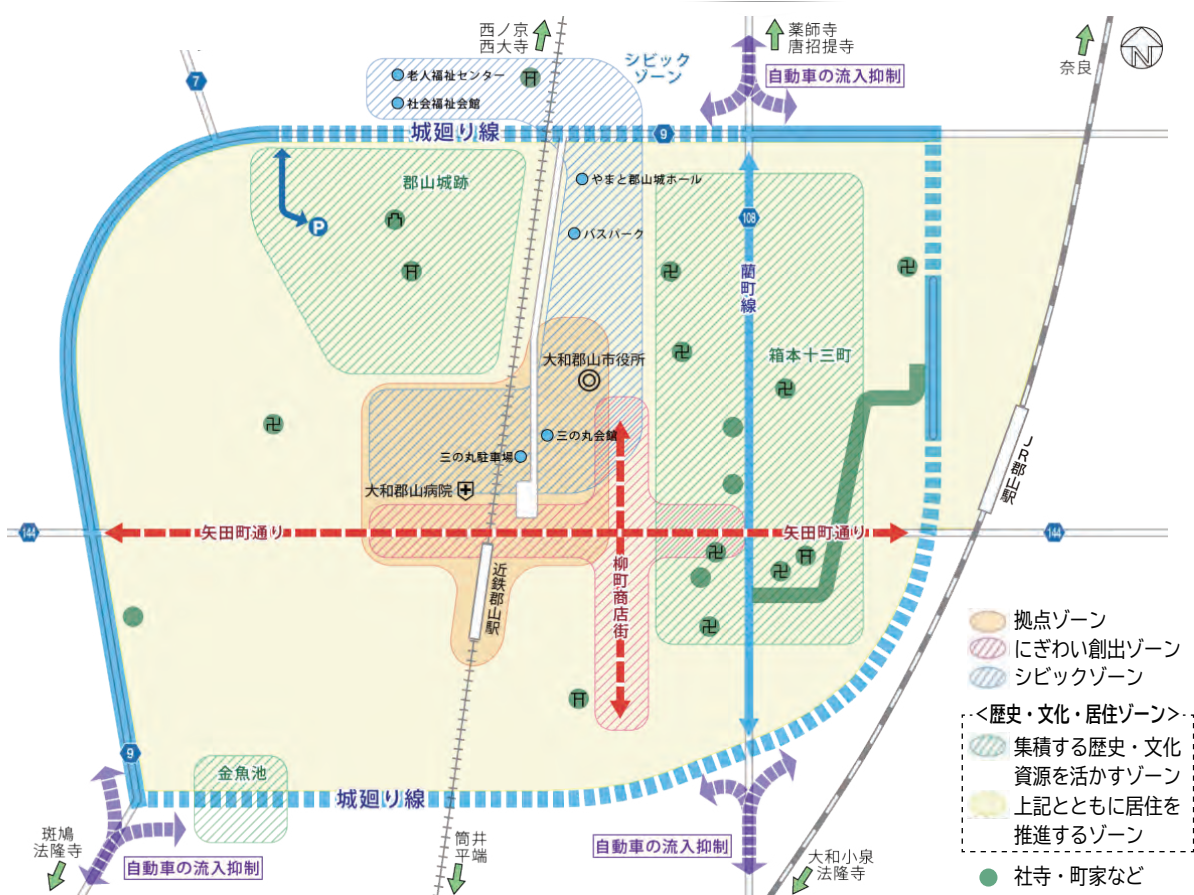


図 1-4 『近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画』(令和6年)の「まちづくり構想図」

⑤郡山城跡公園基本計画

(平成 31 年 3 月改定)

市の代表的史跡である郡山城跡を都市公園として整備するための計画である。策定は平成元年だが、敷地所有の問題などもあり、ほとんどが実現化されなかった。その後、公園計画区域に隣接する県道城廻り線と近鉄軌道の立体化整備計画が決定したことを受け、平成 24 年に第 2 次基本計画に改定された。さらに、郡山高校城内学舎の閉鎖と敷地の返還などを契機として、平成 31 年 3 月に、国史跡指定への取り組みを踏まえた第 3 次基本計画に改定され、現在に至る。

「**サクラが咲き金魚が泳ぐ歴史・文化と憩いの拠点郡山城跡～市民や来訪者に愛され箱本十三町とともに賑わう城下町を目指して～**」をコンセプトとして、都市公園と史跡保全の整合性に向けて、計画方針を「①郡山城跡の史跡としての歴史的価値を示す石垣や堀、遺構などの歴史資源の保全・整備・公開を進め、史跡としての価値を高める」「②郡山城跡の調査研究を積み重ね、城郭の理解に資する建造物等の復元を目指すとともに、城の歴史と文化を学び、地域への愛着を醸成することで、歴史公園としての価値を高める」「③お城祭りをはじめとした市民に親しまれる各種イベントの開催、日常の市民の安らぎと憩いの場、サクラの名所として、市民に愛され活用される公園を目指す」と定めている。

公園基本計画の対象地域全域が、本計画の対象範囲と重複している。公園区域を、「歴史文化体験ゾーン」「エントランスゾーン」「ふれあい交流ゾーン」「郡山高校エリア」にゾーニングし、ゾーン毎に機能や位置付けを設けて施設や植栽方針、動線計画を示している。整備は、サインや園路の設置、トイレなどの便益施設の更新が主体で、文化財に配慮することを強く示している。

本計画と極めて密接に関連している計画であるため、公園整備の沿革や具体的な方針といった詳細については、第 3 章で改めて述べる。

⑥大和郡山市緑の基本計画

(令和 3 年 3 月改定)

都市緑地法に基づき、都市における緑の機能や役割を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって緑地の保全と推進をするための目標や施策を定めた基本計画である。平成 13 年に策定され、令和 3 年に改定された。「**みどりと歴史と人が織りなす 金魚が泳ぐ豊かなまち**」を基本理念に、「①みんなに恵みをもたらす緑をまもる」「②みんなが安心し楽しめる緑をつくる」「③人と自然が共生する緑をつなげる」「④暮らしやすさを向上させる緑を活かす」を基本方針に定める。

郡山城跡は、方針①を構成する「個性ある景観を形成する歴史・文化の緑をまもる」施策の要素に位置付けられている。また、「まちの発展を支えてきた恵みの緑をまもる」施策の要素であるため池には、城の堀に由来する池が含まれている。方針②を構成する「多様な機能を有する大規模な公園などを活用する」施策では、郡山城跡公園が主体のひとつになっている。

北部地区に本計画の対象範囲が含まれ、地区別テーマ「大和郡山の顔となる風格のある緑のまちづくり」のもと、国史跡指定の推進や公園の拡充、城跡の歴史公園としてのさらなる活用を施策とする。緑化重点地区に「郡山城址周辺地区」を定めている。また、重点プロジェクト「緑豊かなにぎわい城下町プロジェクト」の施策に、郡山城跡周辺の景観保全、郡山城跡公園の国史跡指定と公園拡張、パーク PFI の活用による賑わいの場づくり、お城まつりなど市民・事業者との連携・協働によるイベントの開催、民有地の緑化促進とオープンカフェなど市民が気軽に集える場の確保と活用、歴史的な街並みなどの歴史資源の緑化による緑の連続性と回遊性の向上、歴史文化資源を巡る散策ルートの設定とルート上の沿道緑化や民有地活用の休憩スポットの設置を挙げている。

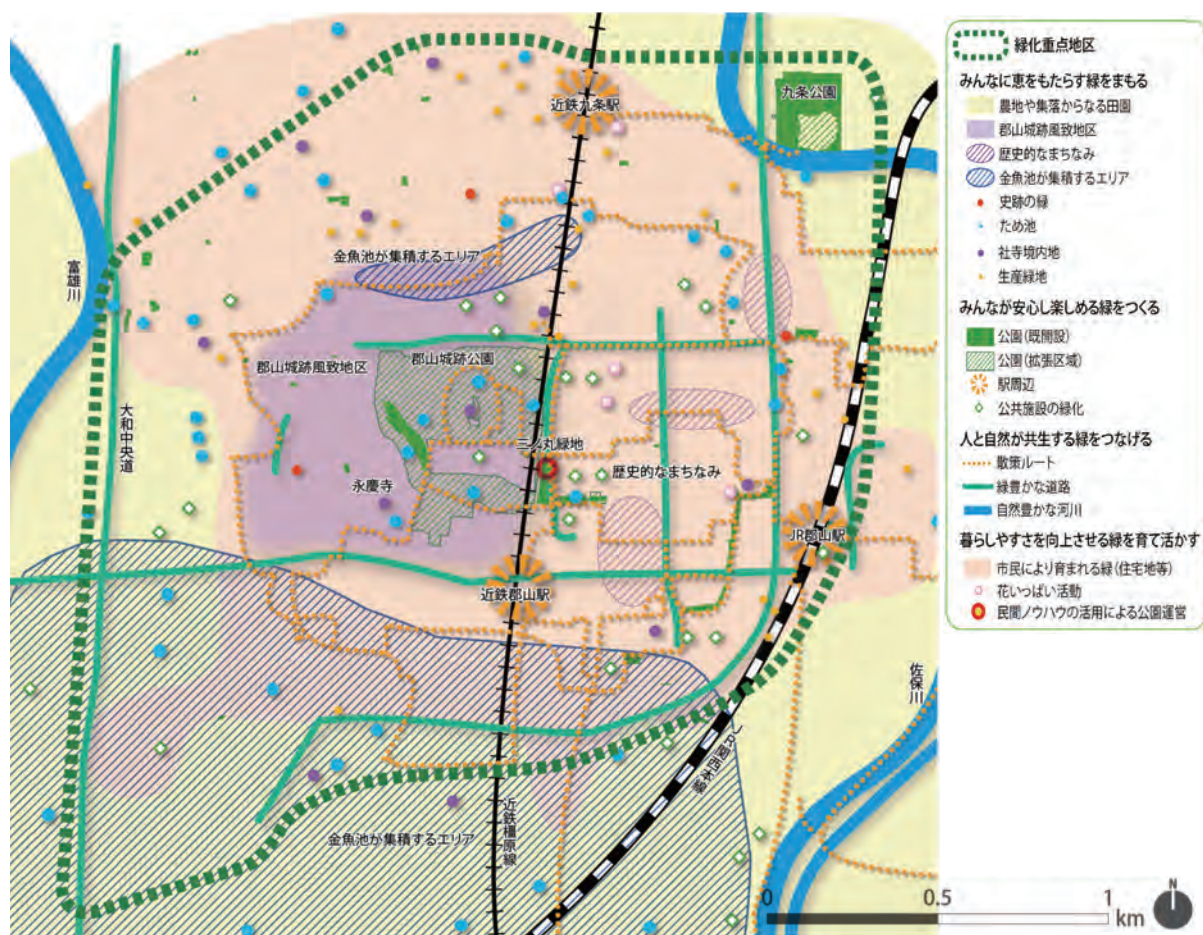


図 1-5 『緑の基本計画』（令和3年）の「郡山城址周辺緑化重点地区計画図」

⑦大和郡山市環境基本計画

（平成 30 年 3 月改定）

大和郡山市環境基本条例に基づき、市内の環境保存と創造に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画である。『大和郡山市第4次総合計画』を環境面から具体化した、市の環境施策に関する最上位計画であり、平成14年に策定し、平成30年3月に第2次計画へ改定している。第2次計画の期間は令和9年度までの10年間である。市内の環境を、自然環境、生活環境、地球環境、参加・協働環境の4分野に定義する。基本理念は「**自然と歴史と人の調和が織りなす豊かなまち 大和郡山**」で、望ましい生活環境像を「悠久の歴史・文化、上質な住環境を引き継いでいくまち」としている。

郡山城跡を、生活環境に係る課題において、市民の誇りで市を特徴付ける重要な要素の一つに位置付けている。歴史的・文化的資源を保護して次世代に継承することで、市の魅力を高め、アイデンティティの確立に活用するものとしている。歴史文化を保護・継承するため、郡山城跡など史跡の保存活用の促進を筆頭に、金魚の養殖文化や城下町など大和郡山市ならではの豊かな歴史・文化を活用した市内外への市の魅力発信、市史についての調査研究の推進、市民が地域の歴史・文化に触れる機会の拡充、文化財保護に関わる人材育成を通じた市民による歴史・文化の継承の推進、学校教育や生涯学習と連携した歴史・文化を学ぶ機会の増加、といった施策を掲げている。

郡山城跡に直接関連する環境配慮行動指針として、郡山城跡周辺の自然環境の維持（緑の保全）、歴史的・文化的な街並みの保護と活用（歴史文化に触れて親しむことで地域への愛着を育成、歴史資源の保存活動に参加して次世代に継承する）を掲げている。

⑧大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(令和3年3月改定)

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」と奈良県人口ビジョンを勘案してまとめた、市の「まち・ひと・しごと創生」への目標・戦略・施策である。平成28年に策定、令和3年に第2期に改定し、令和3年から7年までの5年間の計画期間である。

4つの基本目標のひとつ「職住近接や多世代住居・近居住居、生活環境の確保により定住者を増やす」ための施策に「地域ブランドの向上」を掲げ、歴史や文化に根付いた地域資源の活用として、郡山城を活かしたまちづくり事業を促進するとある。

「夢と誇りと自信 次世代へとつなぐまちづくり」を重点的取り組みとし、郡山城を活かしたまちづくり事業など、地域ブランドを確立・向上させる観光・交流に関する取り組みと、それらの基盤となる交通結節点機能や都市計画道路整備の取り組み、観光資源や暮らし・働き方など多面的な魅力を市内外に発信する取り組みの推進をあげている。

⑨郡山百代構想

(平成30年3月策定)

郡山高校城内学舎の跡地活用に向けて検討した構想である。城跡と城下町の相関関係を見直し、公民の遊休不動産の利活用など、町の価値を高めながら地域再生の取り組みを推進し、民間主導による産業を創造して、一人ひとりが幸せを享受できるまちを見据えている。テーマは「復活・城下町ーよみがえる箱本ー」で、城跡と城下町周辺の繋がりを軸とした百代にわたって繁栄するまちづくりを目指している。

郡山城跡に関わる施策には、国史跡指定を目指した公園整備の取り組みの推進、観光客に郡山の歴史・文化を共有できる場として城下町と連携する賑わいづくりの促進がある。城下町に関わる施策には、歴史・文化や地域産業が残る伝統豊かな地域の遊休不動産を市民が自ら活用して行政がバックアップすることで地域特性を活かした新しい産業（コンテンツ）の創造、市民がまちに愛着を持ち城下町の気風を次世代へと引き継いで郡山城跡とともに賑わい繁栄していく民間主導の公民連携まちづくりの推進を掲げている。

⑩大和郡山市バリアフリー基本構想

(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)

(令和7年3月改定予定)

平成18年に制定されたバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の方針に基づき、公共性の高い施設が集中するJR・近鉄郡山駅周辺地区を重点整備地区と定めて、バリアフリー化を推進するための基本構想である。令和7年3月に改定を予定している。「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくりー安全・安心、快適な移動の確保をめざしてー」を基本理念とし、まちの整備と心のバリアフリーのバランスの良い取り組みの推進を目指している。

重点整備地区に本計画対象範囲の全域が含まれている。史跡指定範囲と重複する都市公園事業の施策として、歴史に配慮した公園内バリアフリー化の推進や公園内トイレの整備、バリアフリーに配慮した情報提供を挙げている。郡山城跡には関連経路の確保などバリアフリーの推進を求めている。城下町など総構え内の大部分は中心市街地エリアに該当し、安全・安心・快適に移動できる空間の確保や交通環境の利便性向上、誰もがわかりやすいまちづくり、心のバリアフリー推進などの方針を定めている。

この構想を基に、平成25年に「大和郡山市バリアフリー特定事業計画」が策定され、公共交通機関や公共道路の改良事業が進んでいる。城跡公園内では、公園基本計画と連携したトイレや園路における移動円滑化を挙げている。



図 1-6 『バリアフリー基本構想』(平成 24 年)の「重点整備地区」

⑪大和郡山市景観形成ガイドライン

(平成 16 年策定)

市の景観についての将来像を市民が共有する仕組みとして設定したガイドラインである。大和郡山らしい景観の形成に向け、歴史的・自然的・生活文化の景観要素を基礎とし、「大和の自然と歴史のたたずまいが暮らしに溶け合い、際立ち合う風景とする」を基本目標としている。

市街地丘陵地域に、本計画の対象範囲が含まれている。郡山城跡や城下町の文化財を歴史的景観資源とし、地域別基本目標を「都市の中心としての歴史を大切にし、大和郡山らしい景観とする」とする。史跡指定範囲付近は城址公園周辺地区として「豊かな緑と落ち着きあるたたずまいを守る」ことを、旧城下町地域を歴史的町並み地区として「城下町の風情と風格を伝える」ことを目標にしている。城下町の柳町通りは、商業業務地区の中心商店街地区とし、「都市の顔としてふさわしい活気と賑わいを創る」ことを目標にしている。また、景観形成重点地区として、歴史的町並み地区と中心商店街地区を含めた城下町・城址エリアを定めて、地区内の特性に応じて細かなガイドラインを設定している。

奈良県の関連計画

⑫奈良県文化財保存活用大綱

(令和 3 年 3 月策定)

過疎化・少子高齢化などの社会環境の変化や文化財を取り巻く環境の変化を背景に、文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化して各種取り組みの共通基盤として策定した大綱である。文化財保存活用の推進の視点として、①文化財の保存と活用の一体性、②文化財の把握の必要性、③修復などの透明化・標準化、④人材育成、⑤地域づくり、⑥持続性のある文化財保護、を挙げている。史跡における今後取り組むべき方針に、未指定部分の指定推進、保存活用計画策定による保存・管理の円滑化、ハード整備にとどまらない VR など各種技術の導入、地域住民が参加できる枠組みの検討などを掲げている。

郡山城を、近世に営まれた大規模城郭の一つで、現代まで奈良県が日本の歴史・文化の中核としての意義を失っていない要素に位置付けている。

上位計画 **大和郡山市第4次総合計画（令和3年3月後期基本計画策定）**

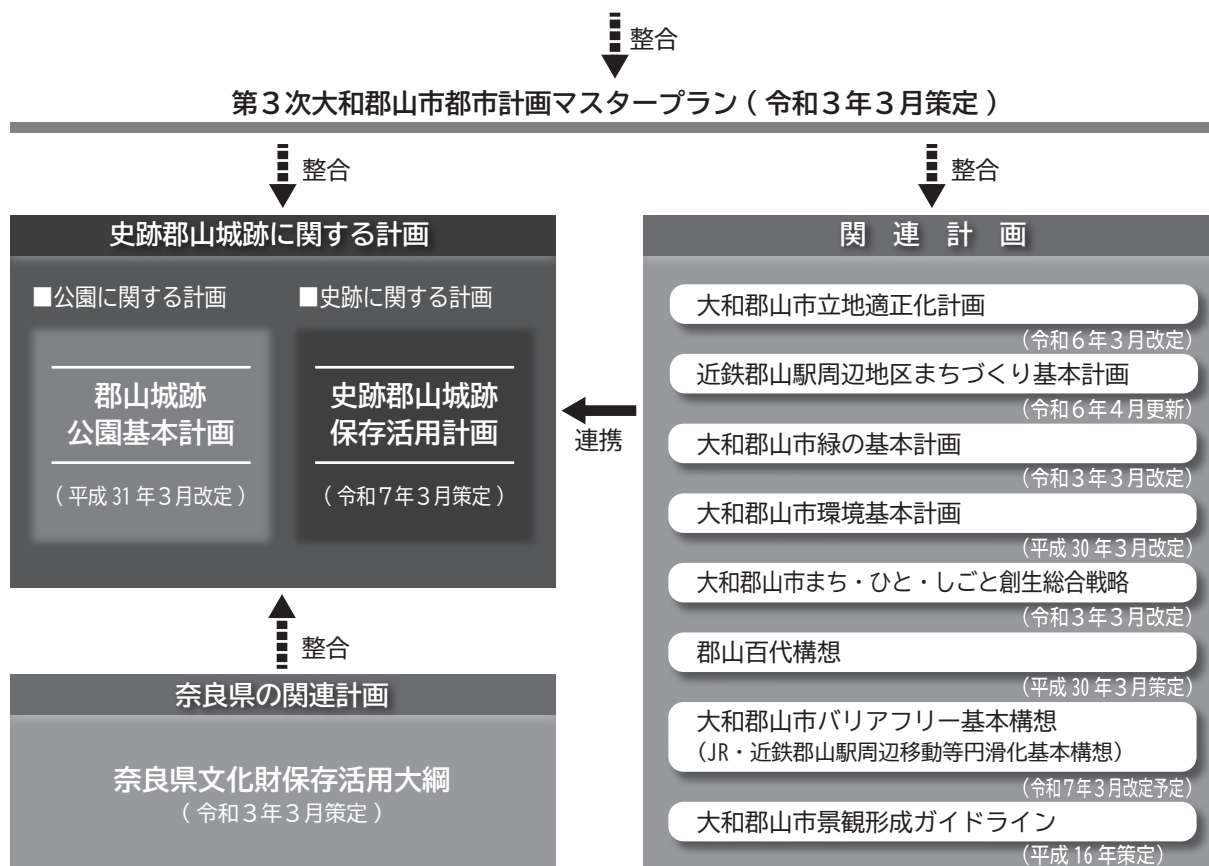


図 1-7 本計画と関連計画の位置付け

（2）関係法令等

本計画地に係る関係法令等には以下がある。

①文化財保護法

城郭中心部が史跡に指定されている。詳細は第3章で述べる。総構え内全域が周知の埋蔵文化財包蔵地であり、開発等を実施する際には届出し、必要に応じて発掘調査など記録措置をとらねばならない。

また、本計画の対象地内には、文化財保護法に基づき指定された重要文化財として浄慶寺木造阿弥陀如来坐像や洞泉寺木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像がある。

②都市計画法

計画地は本市の中心市街地に相当していることから、都市計画法に基づき、様々な用途地域が定められている。

史跡指定範囲は、全域が第一種住居地域に該当している。また、史跡指定範囲のほぼ全域が都市計画公園区域と重複し、郡山城跡公園地区地区計画が定められ、高度地区の設定と合わせて価値の高い歴史公園整備が求められている。

史跡範囲外は、武家屋敷地が第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域に、城下町の大部分が商業地域に該当し、それぞれ高度地区が設定されている。なお、商業地域は防火地域となっている。

③都市公園法

史跡指定範囲内の「西公園」と「厩・緑曲輪一帯」が、都市公園法に基づき都市公園として告示されている。また、史跡範囲外には、「三の丸緑地」や「外堀緑地」を始めとした中小規模の都市公園が点在している。

④河川法

史跡指定範囲内の鰻堀と鷺堀が、河川法に基づき準用河川に指定されている。また、指定範囲外では、両堀の下流域にある紺屋川が準用河川に指定されている。

⑤道路法

史跡指定範囲内の道のうち、鉄門跡と西門跡を結ぶ道が三ノ丸幾知山線として、南門跡から指定地内に進入する道が城内矢田筋線として、それぞれ市道認定されている。史跡範囲外には多数の市道と県道がある。

⑥屋外広告物法

史跡指定範囲内は、屋外広告物法に基づく奈良県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置が禁じられている。

⑦宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成等規制法（旧法）に基づき、史跡指定範囲外の外堀西辺付近が宅地造成工事規制区域に指定されているが、宅地造成及び特定盛土等規制法への抜本的改正を受けて、令和7年5月より大和郡山市は市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定される予定である。

⑧大和郡山市風致地区条例

本計画対象地のうち、丘陵上に相当する大部分が風致地区条例による郡山城跡風致地区に定められている。このうち、史跡指定範囲全域とその周囲は第Ⅲ種風致地区に、その西から北縁辺部は第Ⅳ種風致地区に、南縁辺部は第Ⅴ種風致地区に定められている。これらをさらに詳細にゾーン区分して、立地に応じた規制を設けている。

⑨奈良県文化財保護条例・大和郡山市文化財保護条例

本計画の対象地には、奈良県および大和郡山市の文化財保護条例に基づき指定された文化財が、多数所在している。

指定範囲内では、旧奈良県立図書館や五尊石仏がある。また、柳沢文庫が絵図や古文書などの指定文化財を多数所蔵している。指定範囲外では、近世以来の寺社を中心に美術工芸品や石造物など多くの指定文化財がある他、登録有形文化財建造物も多く所在している。

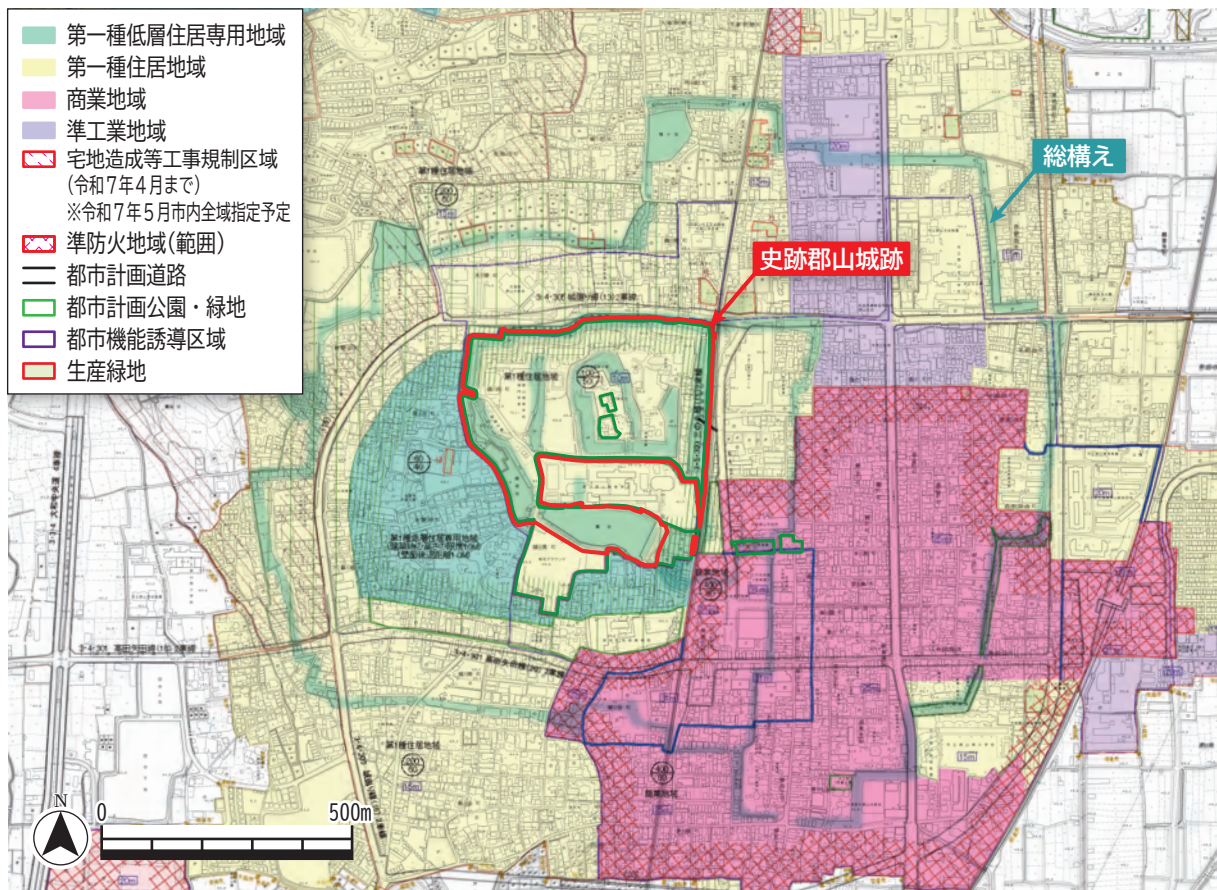


図 1-8 計画対象範囲周辺の法規制 -1 (②都市計画法・③都市公園法・⑦宅地造成及び特定盛土等規制法)
(S=1/15,000)

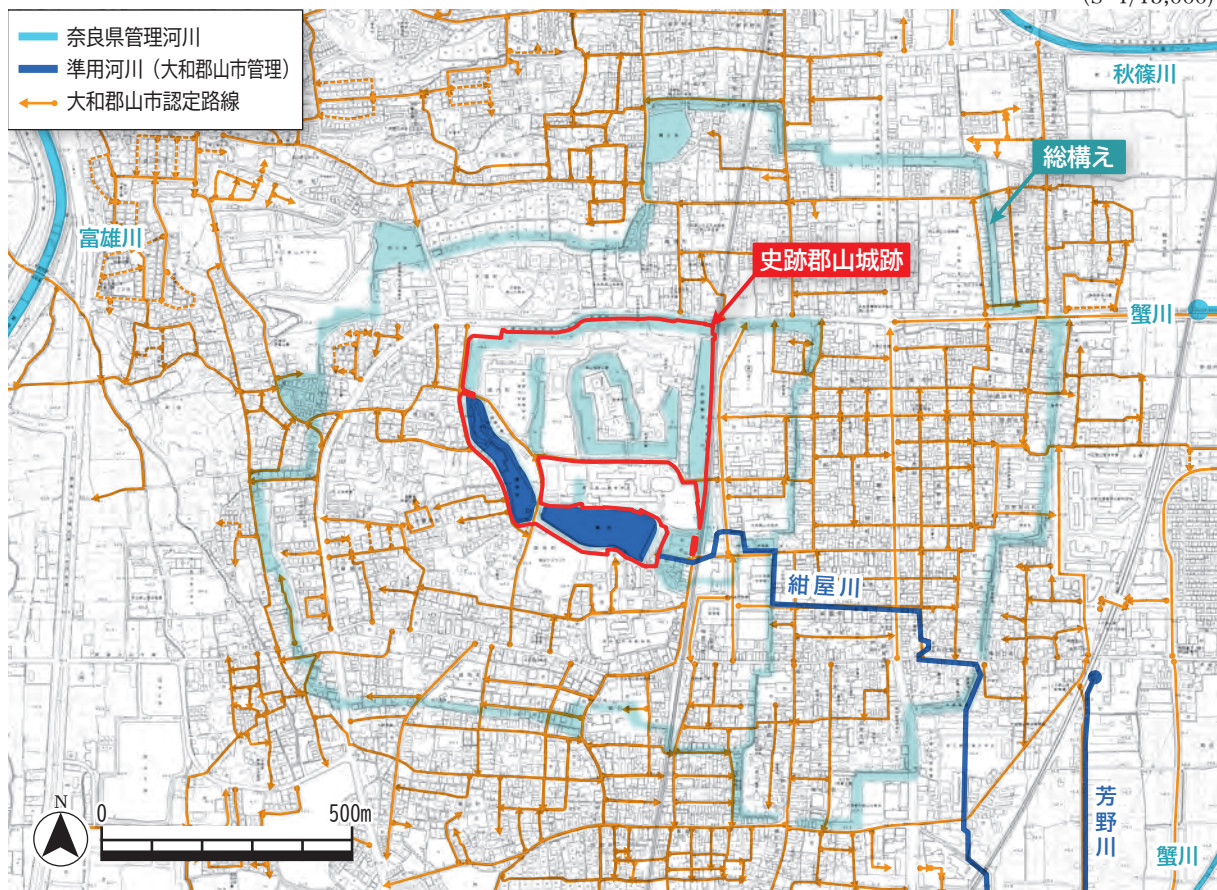


図 1-9 計画対象範囲周辺の法規制 -2 (④河川法・⑤道路法)
(S=1/15,000)

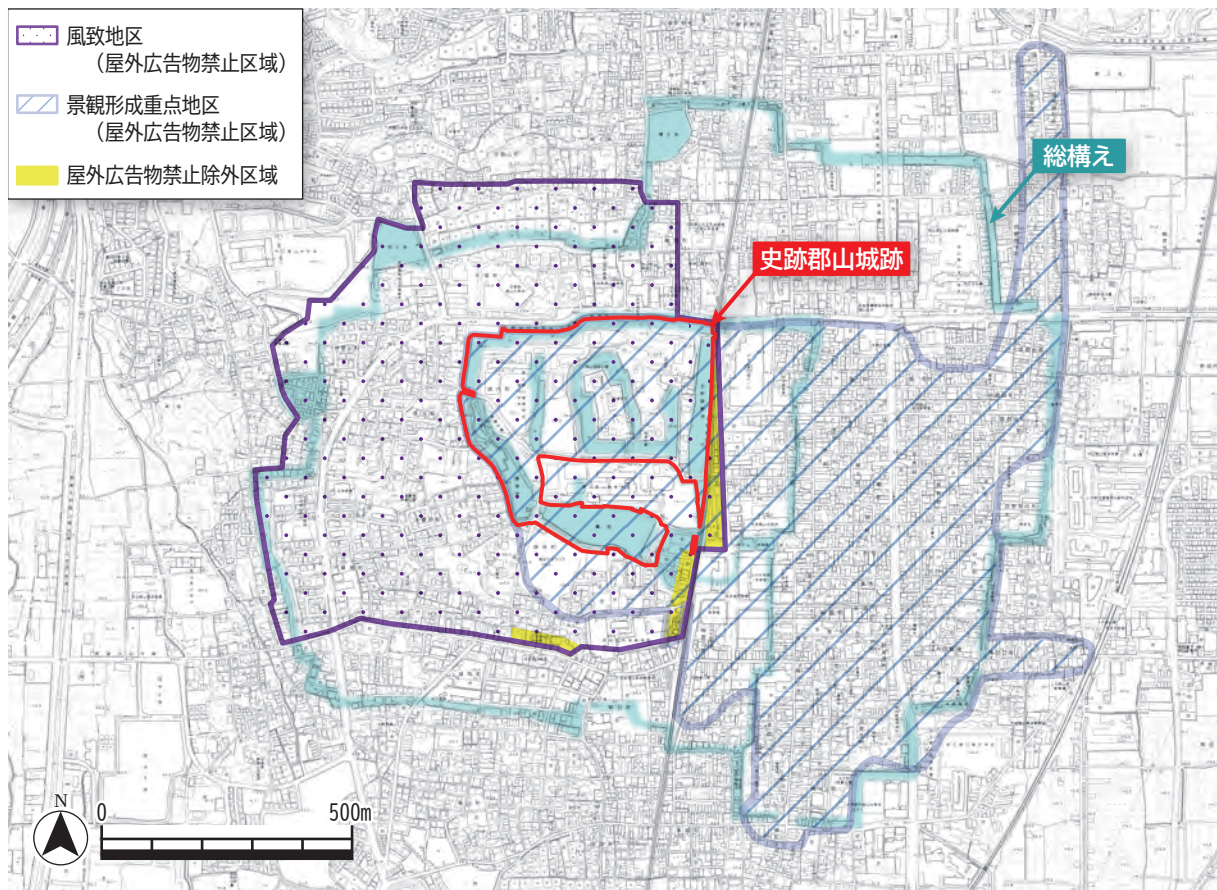


図 1-10 計画対象範囲周辺の法規制 -3 (⑥屋外広告物法・⑧大和郡山市風致地区条例)

(S=1/15,000)

第5節 計画の実施と期間

本計画は、令和7年4月1日から実施する。計画期間は令和16年度までの10年間を見据えたものとし、この期間の前半5年間を短期、後半5年間を中期計画に位置付ける。また、本計画では令和17年度以降を見据えた計画についても長期計画として方針や展望を言及するが、短・中期計画期間における施策の実施状況や文化財保護行政上の課題、史跡の新たな価値の発見など、必要に応じて見直しを図り、期間を設定して改定するものとする。